

証券コード 2332  
2019年6月4日

株主各位

東京都港区芝浦一丁目12番3号  
株式会社クエスト  
代表取締役社長 清澤一郎**第55回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月18日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー15階 トパーズ15  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第55期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時間は午前9時を予定しております。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.quest.co.jp/irinfor/zaimu/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 事業の状況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日)におけるわが国経済は、雇用環境の改善や設備投資の持ち直しの動きが継続し、緩やかな回復基調が続く一方で、米中の貿易摩擦問題や英国のEU離脱問題等により先行き不透明な状況で推移しました。

当社の属する情報サービス業界においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2019年2月分確報」の情報サービス業の項の中から、当社が主に属するソフトウェア開発・プログラム作成(システムインテグレーション)とシステム等管理運営受託を合算した業務種類別売上によると、2018年4月～2019年2月は前年同期比3.3%の増加となり緩やかな回復基調で推移しています。

当社は、現下の経営環境を踏まえ、経営ビジョン“お客様とともにITの価値を高める信頼のパートナー”の実現を目指し、以下の施策を推進し中期経営計画の達成に努めました。

- 1) 事業構造の変革(お客様へ付加価値がより高いサービスを提供し収益性向上)
  - ・ソリューション事業の拡大(ERP/CRM、ビッグデータ、クラウド、セキュリティ、運用、モバイル)
  - ・請負型システム構築のQCDS遵守とプロジェクトマネジメント強化
  - ・一括アウトソーシングの拡大
- 2) 産業ポートフォリオの変革(成長する産業の新規顧客開拓)
  - ・既存のエレクトロニクス、金融、エンタテインメント分野に加え、通信、公共(エネルギー、鉄道)、自動車等分野のサービス拡大
  - ・業務提携先とのシナジー効果創出
- 3) 事業体質の強化
  - ・品質管理体制強化
    - 社長直轄のプロジェクト監理室と経営会議の専門委員会として重要プロジェクトレビュー会議を設置し、プロジェクト管理の強化を全社的に徹底するとともに、経営レベルでの受注案件の精査を行い不採算プロジェクトの防止に努めます。
  - ・ITプロフェッショナル人材育成プログラムの強化と新卒の積極採用
  - ・技術、リソースを補完する協力会社連携強化

## 4) 新技術の仕込み

- ・成長するデジタルネットワーク社会に不可欠な新技術の仕込み  
(新技術、新ソリューション、プロフェッショナル人材育成に先行投資)
- ・中期計画達成に向けたM&Aの推進

当事業年度における当社の経営成績は以下のとおりです。

売上高は、前期比9.5%増の95億51百万円となりました。利益については、増収効果及びプロジェクトマネジメント強化による採算性の向上、前期に発生したプロジェクト損失が当期は発生していないこと等により営業利益は前期比702.6%増の6億14百万円、経常利益は前期比495.9%増の6億43百万円、当期純利益は前期比485.8%増の4億48百万円となりました。

事業セグメント別の経営成績は以下のとおりです。

システム開発事業については、主要顧客（エレクトロニクス関連）、エンタテインメント分野顧客からの開発案件が増加し、売上高は前期比7.7%増の52億36百万円となりました。セグメント利益は増収効果及びプロジェクトマネジメント強化による採算性の向上、前期に発生したプロジェクト損失が当期は発生していないこと等により、前期比201.1%増の8億3百万円となりました。

インフラサービス事業については、主要顧客（エレクトロニクス関連）、公共（エネルギー）分野顧客へのサービス拡大により、売上高は前期比11.9%増の42億79百万円となりました。セグメント利益は増収効果により前期比8.1%増の6億42百万円となりました。

セグメント区分	第 54 期 (2018年3月期) (前事業年度)		第 55 期 (2019年3月期) (当事業年度)		増 減 率	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
	千円	千円	千円	千円	%	%
システム開発	4,860,080	266,932	5,236,283	803,794	7.7	201.1
インフラサービス	3,824,046	594,721	4,279,903	642,645	11.9	8.1
その他	40,790	11,816	35,327	7,775	△13.4	△34.2
合計	8,724,917	873,470	9,551,514	1,454,216	9.5	66.5

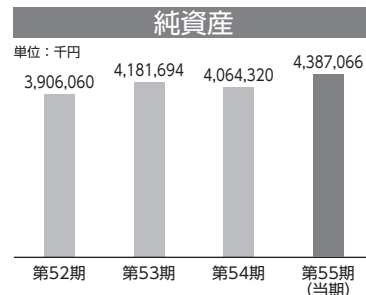
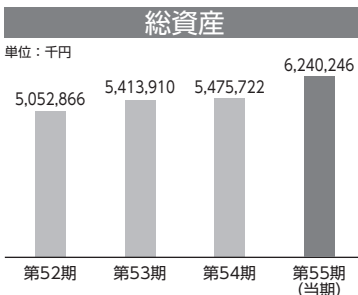
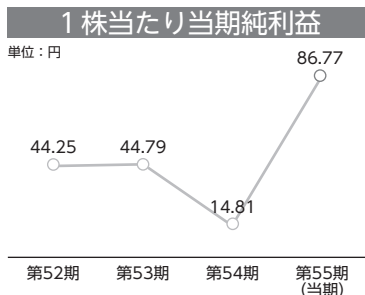
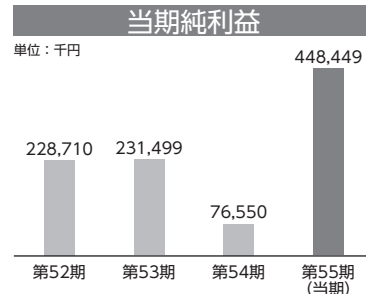
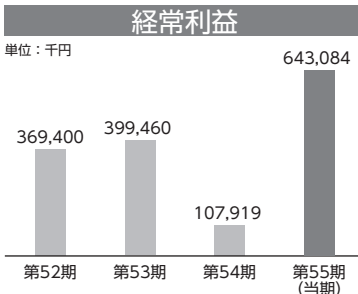
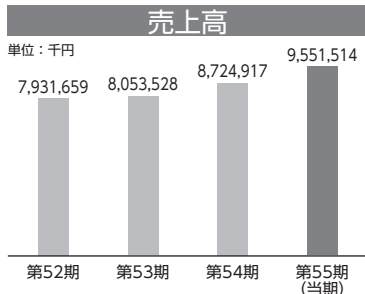
- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、受託計算サービス事業及び商品販売事業を含んでいます。
2. セグメント間取引については、相殺消去しています。
3. セグメント利益については、全社費用等の配分前で記載しています。

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 (2016年 3 月期)	第 53 期 (2017年 3 月期)	第 54 期 (2018年 3 月期)	第 55 期 (2019年 3 月期)
売 上 高 (千円)	7,931,659	8,053,528	8,724,917	9,551,514
経 常 利 益 (千円)	369,400	399,460	107,919	643,084
当 期 純 利 益 (千円)	228,710	231,499	76,550	448,449
1 株当たり当期純利益 (円)	44.25	44.79	14.81	86.77
総 資 産 (千円)	5,052,866	5,413,910	5,475,722	6,240,246
純 資 産 (千円)	3,906,060	4,181,694	4,064,320	4,387,066
1 株当たり純資産額 (円)	755.73	809.06	786.39	848.86

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しています。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっています。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の重要な企業結合の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

我が国の経済は適温経済から米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、世界経済の減速等の影響で見通しが難しい状況へと変化しています。

一方で当社の顧客企業が属する業界におきましては、第四次産業革命とも言われる「デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）」の動きが加速しています。それは、IoT、モバイル、ソーシャル技術、クラウド、AI、ビッグデータ分析を構成要素とするテクノロジープラットフォームを利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを生み出し、ネットとリアルの両面でカスタマーエクスペリエンス（CX：Customer Experience）の変革を図り、価値を創出し、競争上の優位性を確立するという動きであります。

その将来へ向けたDX動向を産業別に俯瞰します。

- ① エレクトロニクス業界
  - ・IoT、AI等のデジタル技術を活用した生産工程や流通工程のデジタル化により、生産や流通の自動化、バーチャル化を大幅に高めることで、生産コストと流通コストを極小化し、生産性を向上させ、スマートファクトリー、デジタルツインを実現し、インダストリー4.0へ進化。
  - ・製造装置からビッグデータを収集し、AI（機械学習、深層学習）によるデータ分析を活用し、歩留解析、欠陥解析を改善。
  - ・製品にIoT機能を備えることにより、「モノづくり」から「コトづくり」へ変革。
- ② 金融業界
  - ・収益環境の急激な悪化とフィンテック企業との競争を受けて、収益源の新規サービス開拓やサービスの高度化、店舗ネットワークの見直し等の業務効率の改善を進めている。特に、スマホ決済、キャッシュレス化等の手軽で便利なサービスが進行。
  - ・その際にテクノロジーとして、クラウド、AI、RPA、オープンAPI、ブロックチェーン等

を活用。

③ エンタテインメント業界

- ・ユーザーとクリエイターやアーティストを繋ぎ感動をもたらすプラットフォームの提供。
- ・5Gモバイル、SNS、テレビ、イベント等のサイバーとリアル両方の顧客接点が融合。
- ・クラウド、AI、VR、AR、ブロックチェーン等のデジタルテクノロジーの活用。

④ エネルギー業界

- ・「5つのD」と言われる、人口減少・過疎化(Depopulation)、脱炭素化(Decarbonization)、分散化(Decentralization)、自由化(Deregulation)、デジタル化・IoT(Digitalization)というメガトレンドを受け、より安全・安定・安価で潤沢なエネルギーを提供するUtility3.0へ進化。

⑤ 自動車業界

- ・CASE(つながる車、自動運転、シェアリング、電動化)と言われる動向により、100年に一度の変革期。
- ・自動車の製造販売から、移動サービスのプラットフォームへと変革。
- ・MaaS(Mobility as a Service) コンソーシアムの拡大。

⑥ ヘルスケア業界

- ・人生100年時代と言われる高齢・健康長寿社会へ。そして治療から健康増進と予防へ。
- ・日常の医療・健康・生活データのIoT計測機器によるリアルタイム収集、デジタル画像とビッグデータ解析による疾患早期発見へ。
- ・個人のゲノム解析等、標準治療から個人毎に最適化した的確医療へと進化。

当社は、こうした環境の変化を新たな成長のチャンスと捉え、経営理念である「技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する」に則り、ビジョンとして、「お客様とともにITの価値を高める信頼のパートナー」を掲げております。2019年度からスタートする中期3ヵ年計画としては、以下の4つの重点施策に取り組んで参ります。

① 事業構造の変革

より付加価値の高いサービスを提供すべく、事業構造を変革していきます。基本的な考え方は、成果物型かつストック型のクラウドソリューションを拡大していきます。

1) アプリケーションソリューションの拡大

ERP、CRM、RPA、IoT、ビッグデータ分析、AI等のプラットフォームをベースとして、顧客体験をモデル化した、当社の業務テンプレートであるBASQUET等を活用したソリューションを拡大していきます。

2) インフラソリューションの拡大

顧客のデータセンターとパブリッククラウドに跨る運用サービスを顧客視点で一括して提

供するマルチクラウド統合運用サービスを拡大していきます。また、シリコンバレーのセキュリティプロダクトと顧客体験をモデル化した当社のサービスを組み合わせたセキュリティソリューションを拡大していきます。

#### ② 産業ポートフォリオの変革

顧客体験によるノウハウを集約すべく、ITとの相乗効果が高い産業セグメントであるエレクトロニクス、金融、情報通信メディア、エンタテインメント、公共（エネルギー、鉄道）、自動車、ヘルスケアの7業種にフォーカスしていきます。また、市場環境変化のリスクを分散できるように、この中で外需と内需向けの事業バランスを図っていきます。

#### ③ 事業体質の強化

技術者がやりがいを持って高度の技術力を発揮し、お客様とともに成長するチームと風土を醸成しております。そのために、次世代を担う人材の採用、人事制度を強化していきます。また、技術者が選ぶITプロフェッショナル・キャリアコース毎（ITスペシャリスト、ITアーキテクト、顧客サービスマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンサルタント、ビジネスインキュベーター）に育つ環境を充実させ、プロを極めていきます。その一環として、クエスト高度ITプロフェッショナル認定制度“QCAP”（Quest Certified Advanced IT Professionals）を導入しております。

#### ④ 成長するデジタルネットワーク社会に不可欠な新技術の仕込み

ソリューションの付加価値を高めるための技術の仕込みと技術者育成に、売上の2%の投資を継続します。同時に、中長期戦略上必要と考えるソリューション及び技術を補完すべく、業務提携や資本提携を進めていきます。また、当社自身のデジタルトランスフォーメーションを推進すべく、2019年度よりDXセンターを設置しました。

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題と位置づけ、業績の伸張に合わせて、将来の技術獲得や人材確保に向けた十分な内部留保を確保するとともに積極的な利益配分を行って参ります。剰余金配当の基本方針といたしましては、安定的な利益還元の観点からDOE（純資産配当率）5.0%、そしてROE（自己資本利益率）10%以上の実現を目指します。



## (5) 経営理念・経営方針

### ① 経営理念

技術を探究し、価値を創造し、お客様とともに成長する。

#### 1) たゆまぬ技術の探究

誠意・熱意あるプロフェッショナルとして情報技術を探究します。

#### 2) 価値の創造

優れた技術で新たな価値を創造し、社会の発展に貢献します。

#### 3) お客様とともに

夢のある未来に向けてお客様とともに成長し続けます。

### ② 経営方針

#### 1) 技術重視

社員一人一人が技術と品質にこだわり、ITプロフェッショナル集団を目指します。

#### 2) 人材育成

社員がチャレンジし自己実現できる環境と、自律の精神をはぐくむ企業文化を構築します。

#### 3) 顧客志向

お客様の信頼に応える価値ある情報システムサービス、ソリューションを提供していきます。

#### 4) 株主尊重

企業としての社会的責任を果たすことにより健全で持続的な成長を図り、中長期的な企業価値の向上に努めます。

#### 5) 誠実・堅実

誠実・堅実であることでお客様、パートナー企業、社員、株主などのステークホルダーから信頼される会社であり続けます。

#### 6) 企業倫理・法令遵守

企業倫理・法令遵守（コンプライアンス）を最優先し、公平で透明な経営を行います。

## (6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

主要な事業セグメント	内 容
システム開発	エレクトロニクス、金融、情報通信・メディア、エンタテインメント、公共（エネルギー、鉄道）、自動車、ヘルスケアの業種の顧客に対して、ERP、CRM、RPA、ビッグデータ分析等のソリューション及び業務システムのコンサルティングから要件定義、設計、開発、保守に至る一連のシステム開発サービス
インフラサービス	クラウド、ネットワーク、セキュリティ、IoTに関するITインフラソリューションから設計、構築、保守、運用に至る一連のインフラサービス

(注) 主要な事業セグメント以外に「その他」の事業セグメントとして、受託計算サービス事業及び商品販売事業があります。

## (7) 主要な拠点 (2019年3月31日現在)

本 社	東京都港区芝浦一丁目12番3号
東 北 支 社	宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
中 部 支 社	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
四 日 市 事 業 所	三重県四日市市安島二丁目10番16号
九 州 事 業 所	大分県大分市荷揚町3番1号

## (8) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
768名	31名増	38.6歳	12.3年

(注) 使用人数は就業人員です。なお、パートタイマー及びアルバイト、嘱託社員等の臨時雇用人数は、当該人数が使用人数総数の10%を下回っているため、表記を省略しています。

## (9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,560,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,487,768株 |
| ③ 株主数      | 2,361名     |
| ④ 大株主      |            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内 田 廣	837,410株	16.20%
有 限 会 社 内 田 産 業 開 発	446,102	8.63
ク エ ス ト 従 業 員 持 株 会	378,090	7.32
花 輪 祐 二	293,415	5.68
S C S K 株 式 会 社	268,710	5.20
株 式 会 社 ユ ニ リ タ	265,000	5.13
株 式 会 社 ス カ ラ	254,000	4.91
有 限 会 社 福 田 商 事	165,000	3.19
内 田 マ サ 子	150,000	2.90
内 田 久 恵	150,000	2.90

- (注) 1. 当社は自己株式を319,606株保有していますが、上記大株主からは除外しています。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

### (2) 新株予約権等の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2019年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	佐 藤 和 朗	
代 表 取 締 役 社 長	清 澤 一 郎	システムソリューション第二事業部担当
常 務 取 締 役	塚 田 治 樹	管理担当 経理部担当 経営管理部担当
取 締 役	兒 島 賢	ICTソリューション&インテグレーション事業部長 インフラソリューション事業部担当 営業部担当
取 締 役	大 橋 春 彦	ITセンター長 システムソリューション第一事業部担当 東北支社担当 中部支社担当 IT Value-Up事業部担当
取 締 役	山 内 豊 志	金融システム事業部長
取 締 役	金 井 淳	人事総務部担当 内部統制・コンプライアンス担当
取締役 (常勤監査等委員)	吉 村 卓 士	
取締役 (監査等委員)	上 柳 敏 郎	東京駿河台法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	堀 井 啓 祐	株式会社1丁目ほりい事務所 代表取締役 株式会社朋栄 顧問

(注) 1. 取締役の吉村卓士氏、上柳敏郎氏、堀井啓祐氏は、社外取締役です。

2. 当社は、取締役の吉村卓士氏、上柳敏郎氏、堀井啓祐氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しています。

4. 取締役の吉村卓士氏は、長年にわたる財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

#### 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けていますが、当該定款の規定に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

社外取締役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

6. 2019年4月1日の組織変更に伴い同日付をもって、次のとおり取締役の担当を一部変更しました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	兒 島 賢	インフラソリューション事業部長 ICTソリューション&インテグレーション事業部担当 営業部担当
取 締 役	大 橋 春 彦	システムソリューション第一事業部担当 東北支社担当 中部支社担当 IT Value-Up事業部担当 DXセンター(旧 ITセンター) 担当 プロジェクト統括部担当

### ② 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社 における地位	氏 名	退 任 日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	佐 野 十 久 司	2018年6月20日	人事総務部担当 内部統制・コンプライアンス担当

(注) 取締役佐野十久司氏は、任期満了による退任であります。

### ③ 取締役の報酬等

#### a) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	8名	1億19百万円
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	3名 ( 3名)	21百万円 ( 21百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	11名 ( 3名)	1億41百万円 ( 21百万円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において、年額210百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しています。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しています。

#### b) 報酬等の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、会社の業績、業界標準等を総合的に評価し、各取締役への配分は貢献度を考慮し報酬規程に基づいてその職務に応じて算定したうえで、指名・報酬諮問委員会の意見及び助言

を踏まえて、取締役会において決定することになっています。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された限度額の範囲内で、監査等委員会において決定することになっています。

c) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2007年6月21日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。

なお、当事業年度は対象となる退任者がいないため支給していません。

④ 社外役員に関する事項

a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役上柳敏郎氏は、東京駿河台法律事務所のパートナーです。当事業年度において当社と同所との間には取引関係はありません。
- ・社外取締役堀井啓祐氏は、株式会社1丁目ほりい事務所の代表取締役です。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。
- ・社外取締役堀井啓祐氏は、株式会社朋栄の顧問です。当事業年度において当社と同社との間には取引関係はありません。

b) 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況 (取締役会及び監査等委員会における発言状況等)
取締役(常勤監査等委員) 吉村 卓士	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、財務・会計の分野だけではなく経営管理の責任者としての経験から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
取締役(監査等委員) 上柳 敏郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
取締役(監査等委員) 堀井 啓祐	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、また、監査等委員会12回のうち12回に出席し、法務・コンプライアンス部門の責任者としての経験から、法令遵守に関する相当程度の知見を有し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）及び報酬見積りの算出根拠、非監査業務の委任状況及びその報酬の妥当性を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためです。
3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が2.5百万円あります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定します。
  - 2) コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備に当たるとともに、取締役及び使用人に対する教育を行います。
  - 3) 内部統制全般を協議・推進する機関として、コンプライアンス担当取締役を委員長とし取締役及び部門責任者を委員として参画する内部統制委員会を設置します。
  - 4) 法令遵守に関し疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報出来る内部通報制度を運営します。当制度を利用し、相談や申告を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わないこととします。
  - 5) 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの方針・計画について決定するとともに、定期的に取締役から状況報告を受けるものとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に定められた期間、保存・管理するものとします。
  - 2) すべての取締役（監査等委員である取締役を含む）は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 社長を議長とする経営会議において全社的な事業リスク、コンプライアンスリスク等を総括的に管理します。セキュリティ等に関するリスクに対しては、統合セキュリティ委員会がこれを管理します。
  - 2) 各部門においてはリスクアセスメントを実施し、リスクへの対応を図ることで部門内のリスク管理体制を整備します。
  - 3) 緊急事態発生時の報告体制を整備するとともに、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、本部長は緊急連絡網により担当者を召集し、迅速に対応します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
  - 2) 取締役会は中期経営計画に基づき、事業部門毎に各事業年度の業績目標と予算を設定します。
  - 3) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定します。
  - 4) 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、経営会議、予算実績会議、部門長会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) グループ会社の取締役等及び使用人は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対し業務執行状況の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとします。



- 2) グループ会社の取締役等及び使用人は、事業リスク、コンプライアンスリスク、セキュリティリスク等の重大な事実を認識した場合には、当社のグループ会社担当取締役、コンプライアンス担当取締役及び監査等委員会に報告するものとします。
  - 3) グループ会社は、取締役等及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとし、各事業年度の業績目標と予算を設定します。
  - 4) グループ会社の取締役等又は責任者は、予算実績会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。
  - 5) 法令、定款及び社会規範遵守のために、グループ会社の取締役等及び使用人はクエストグループ行動基準を遵守するものとします。
  - 6) 当社はグループ会社全体の内部統制に関する体制の確立・向上のため内部統制委員会を設置し、当社及びグループ会社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行います。
  - 7) 内部監査室は、グループ会社の監査を行い、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効であることを確認します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことができるものとします。
  - 2) 使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ、定めるものとします。
  - 3) 内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査等委員会の求めにより監査に必要な調査を補助します。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査等委員会の求めに応じ報告します。
    - a) コンプライアンス違反に関する重要な事実
    - b) 事故発生等による緊急事態
    - c) 内部統制の実施状況
    - d) 内部通報制度による通報状況及びその内容
    - e) 事業概況、取締役等の活動状況
  - 2) 当社は、監査等委員会への報告を行ったグループ会社の取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は必要に応じて、当社及び当社グループ会社の各種会議、打合せ等へ陪席を求めることができるものとします。
  - 2) 監査等委員会は、社長、会計監査人それぞれとの間で定期的会合を通じて情報及び意見交換を行います。

⑨ 財務報告の信頼性確保のための体制

- 1) 財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係わる内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の確認のうえで、社長がこれを行うものとします。
- 2) 決算業務の懸念事項等について事前に会計監査人と意見交換や対応策の協議を行い、決算後は決算報告会を開催し今後の方針を検討します。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1) 社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持ちません。
- 2) 不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組み

取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しています。当事業年度においては取締役会を12回開催し、各議案について審議するとともに業務執行状況等の監督を行い、会社の意思決定及び監督の実効性は確保されています。

② コンプライアンスに関する取り組み

- 1) クエストグループ行動基準を定め、取締役・使用人の行動が常に透明性をもって公正に行われることを徹底するための教育を実施しています。コンプライアンスへの理解を深める為に全従業員向けのe-ラーニングを利用しコンプライアンス及び情報セキュリティを教育するよう周知・徹底しています。
- 2) コンプライアンス担当取締役を委員長とした「内部統制委員会」と「統合セキュリティ委員会」を設置し、取締役、部門責任者及びグループ会社の責任者を委員として、監査等委員である取締役、内部監査室の参画する会議を毎月1回開催しています。
- 3) 内部監査室は、各部門に対してコンプライアンス及び情報セキュリティに係る監査を実施しています。

③ リスク管理に関する取り組み

社長を議長とする経営会議を毎月2回開催し、全社的な事業リスクを総括的に管理し、経営会議メンバーを主体にリスク管理規程に基づく対応をしています。

④ 当社における業務の適正を確保するための取り組み

当社は適切な内部統制システムを整備・運用するよう指導・推進し、業績を含む業務報告を毎月行っております。

⑤ 監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するための取り組み

監査等委員である取締役は、取締役会への出席並びに常勤監査等委員である取締役の経営会議等の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る問題点を把握し、システムの整備・運用状況を確認しています。

また、内部監査室と連携してヒアリングや立会いによる調査を行い、内部統制システム全般をモニタリングし、運用状況の実効性について助言を行うとともに会計監査人とは定期的会合を開催し、内部統制システムに関する会計監査人の考え方について意見交換を行い、必要に応じて報告を求めています。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (7) 剰余金配当等の決定に関する方針

当社の剰余金配当等の方針は、配当性向のみの指標では、当該期の利益金額により変化することから、安定的利益還元を示す純資産配当率（DOE）を指標として採用し、株主様への利益還元方針をより明確にすることとしています。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資などに活用していきます。

また、自己株式の処分及び取得に関しましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況や株価の変動を勘案しながら適切に実行していきます。

これらの方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり33円とする予定です。

以上の結果、当期のDOEは4.0%となる見込みですが、DOEは5.0%を目指して日々の業務に取り組み、株主の皆様のご付託にお応えする方針です。

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,699,862	流動負債	1,567,376
現金及び預金	2,254,311	買掛金	301,450
受取手形	10,895	未払金	140,650
売掛金	2,304,639	未払費用	150,243
仕掛品	34,021	未払法人税等	256,073
前払費用	91,707	未払消費税等	121,832
その他	4,286	前受金	36,725
固定資産	1,540,383	預り金	64,867
有形固定資産	51,169	賞与引当金	495,383
建物	21,302	プロジェクト損失引当金	150
車両運搬具	5,231	固定負債	285,803
器具及び備品	24,258	退職給付引当金	282,528
土地	376	役員退職慰労引当金	3,275
無形固定資産	20,439	負債合計	1,853,180
ソフトウェア	14,795	(純資産の部)	
その他	5,643	株主資本	4,159,437
投資その他の資産	1,468,774	資本金	491,031
投資有価証券	1,024,754	資本剰余金	492,926
関係会社株式	76,399	資本準備金	492,898
長期貸付金	9,600	その他資本剰余金	27
長期前払費用	48,642	利益剰余金	3,398,802
繰延税金資産	183,440	利益準備金	29,890
その他	125,938	その他利益剰余金	3,368,912
資産合計	6,240,246	別途積立金	830,000
		繰越利益剰余金	2,538,912
		自己株式	△223,322
		評価・換算差額等	227,629
		その他有価証券評価差額金	227,629
		純資産合計	4,387,066
		負債・純資産合計	6,240,246

## 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,551,514
売 上 原 価		8,097,298
売 上 総 利 益		1,454,216
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		839,844
営 業 利 益		614,371
営 業 外 収 益		28,714
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	27,290	
そ の 他	1,404	
営 業 外 費 用		1
自 己 株 式 取 得 費 用	1	
そ の 他	0	
経 常 利 益		643,084
特 別 利 益		12,682
固 定 資 産 売 却 益	12,682	
特 別 損 失		5,100
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5,100	
税 引 前 当 期 純 利 益		650,667
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	256,383	
法 人 税 等 調 整 額	△54,166	202,217
当 期 純 利 益		448,449

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	491,031	492,898	27	492,926	29,890	830,000	2,245,513	3,105,403
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△155,050	△155,050
当 期 純 利 益							448,449	448,449
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	293,399	293,399
当 期 末 残 高	491,031	492,898	27	492,926	29,890	830,000	2,538,912	3,398,802

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△223,122	3,866,238	198,082	198,082	4,064,320
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△155,050			△155,050
当 期 純 利 益		448,449			448,449
自己株式の取得	△200	△200			△200
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			29,546	29,546	29,546
事業年度中の変動額合計	△200	293,199	29,546	29,546	322,746
当 期 末 残 高	△223,322	4,159,437	227,629	227,629	4,387,066

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

## (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

なお、受注制作のソフトウェアに係るプロジェクト損失引当金は仕掛品と相殺して表示しています。

## (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法）によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～47年

器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

・ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

## (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

- ③ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
- 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生時から費用処理しています。
- なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ④ 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
- なお、2007年6月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役に係る退職慰労金制度を廃止し打ち切り支給を行うこととしていますので、同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。
- 退職慰労金の打ち切り支給額及び支給の方法等は、取締役会の協議によって決定し、支給時期は取締役の退任の時以降としています。
- ⑤ 製品保証引当金
- 販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、発生が見込まれる個別のプロジェクト毎に費用の見込額を見積計上しています。
- ⑥ プロジェクト損失引当金
- 将来の損失発生が見込まれるプロジェクトについて、プロジェクト毎に個別に見積もった原価と受注金額との差額を計上しています。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ・受注制作ソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
- 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては、プロジェクトの進捗率に応じて売上計上する方法（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては、プロジェクトの完成引渡時に売上計上する方法を適用しています。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ・消費税等の会計処理
- 税抜方式によっています。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	123,106千円
(2) 関係会社に対する金銭債権 短期金銭債権	1,512千円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

① 売上高	1,400千円
② 外注費	6,598千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,487,768株	－株	－株	5,487,768株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	319,428株	178株	－株	319,606株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	155,050	30	2018年3月31日	2018年6月21日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
2019年6月19日開催の第55回定時株主総会において次のとおり付議します。

・配当金の総額	170,549千円
・1株当たり配当額	33円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月20日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	151,686千円
賞与社会保険料	21,021千円
未払事業税	18,518千円
退職給付引当金	86,510千円
その他	14,286千円
繰延税金資産小計	292,023千円
評価性引当額	△8,121千円
繰延税金資産合計	283,901千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△100,461千円
繰延税金負債合計	△100,461千円
繰延税金資産の純額	183,440千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し投機的な取引は行わない方針です。また、資金調達に関しては、事業計画に照らして預金残高が十分にあると考えられるため銀行借入等は当面行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金につきましては、顧客の信用リスクが存在しています。当該リスクに関しましては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの債権管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は、業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されています。これらのリスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(a) 現金及び預金	2,254,311	2,254,311	—
(b) 受取手形	10,895	10,895	—
(c) 売掛金	2,304,639	2,304,639	—
(d) 投資有価証券	1,024,754	1,024,754	—
資 産 計	5,594,600	5,594,600	—
(e) 買掛金	301,450	301,450	—
(f) 未払金	140,650	140,650	—
(g) 未払法人税等	256,073	256,073	—
(h) 未払消費税等	121,832	121,832	—
(i) 預り金	64,867	64,867	—
負 債 計	884,874	884,874	—

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### 資産

#### (a) 現金及び預金、(b) 受取手形、(c) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

#### (d) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっています。

## 負債

(e) 買掛金、(f) 未払金、(g) 未払法人税等、(h) 未払消費税等、(i) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式76,399千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

## 9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	76,399千円
持分法を適用した場合の投資の金額	116,109千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	5,275千円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	848円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	86円77銭

## 12. その他の注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 計算書類及びその附属明細書に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社クエスト  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 阪 田 大 門 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 竹 田 裕 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クエストの2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社クエスト 監査等委員会  
常勤監査等委員 吉村卓士 ㊟  
監査等委員 上柳敏郎 ㊟  
監査等委員 堀井啓祐 ㊟

(注) 監査等委員吉村卓士、上柳敏郎及び堀井啓祐は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき33円  
配当総額 170,549,346円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月20日

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件**

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討が行われましたが指摘するべき点は無いとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> さとう かず ろう 佐藤和朗 (1952年3月6日生)  52,571株	1997年4月 ソニー株式会社 IS戦略部統括部長 2000年4月 ソニーシステムデザイン株式会社 (現 ソニーグローバルソリューションズ株式会社) 代表取締役社長 2001年4月 ソニー株式会社 ISソリューションズセンター長 2003年7月 ソニーグローバルソリューションズ株式会社 代表取締役副社長兼COO 2005年4月 当社 顧問 2005年6月 当社 取締役副社長 2006年6月 当社 代表取締役社長 2007年10月 慧徳科技（大連）有限公司 執行董事 2016年6月 当社 代表取締役会長（現任）  <b>【取締役候補者とした理由】</b> 2006年から10年に亘り代表取締役社長、2016年からは代表取締役会長に就任し取締役会議長を務めており、経営者としての見識・バランス感覚を備え、経営全般に対する適確かつ公平な監督を期待できることから、取締役として適任であると判断し候補者となりました。



候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
2	<p><b>再任</b></p> <p>せい ざわ いち ろう 清 澤 一 郎 (1955年12月25日生)</p> <p>11,900株</p>	<p>1985年9月 ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ 駐在 1996年4月 ソニー株式会社 IS戦略統括部長 1997年12月 ソニーヨーロッパ ISストラテジー・ディレクター 2000年4月 ソニー株式会社 eSONY推進本部 技術戦略統括部長 2002年4月 同社 ネットワークアプリケーション&amp;コンテンツサービス セクター eプラットフォーム戦略企画統括部長 2009年7月 当社 入社 執行役員 当社 システムソリューション第一副事業部長 2009年10月 当社 システムソリューション第一事業部長 2012年6月 当社 取締役 2016年6月 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 2012年に取締役、2016年に代表取締役社長に就任し経営陣のトップとしてリーダーシップを発揮しています。情報システム全般に亘る豊富な知識を有し、当社の事業部・支社の担当役員として事業に精通するなど相応しい経験と能力を有しており、取締役として適任であると判断し候補者としました。</p>
3	<p><b>再任</b></p> <p>つか だ はる き 塚 田 治 樹 (1953年7月5日生)</p> <p>24,900株</p>	<p>1992年12月 ソニーヨーロッパ 部長（経理財務担当） 2002年3月 ソニーインディア 取締役 2005年8月 当社 入社 経理部長 2007年10月 慧徳科技（大連）有限公司 監事 2007年12月 株式会社ドラフト・イン 監査役 2008年6月 株式会社データ・処理センター 監査役 2008年7月 当社 執行役員 当社 経理部長兼経営管理部長 2010年6月 当社 取締役 2012年6月 当社 常務取締役（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 2005年当社入社。以来一貫して経理及び経営管理の分野を担当。2010年取締役就任。財務・会計の健全性及び適正性を図るとともに業務の効率性、事業リスク管理等にも取り組み、同分野全般に亘り豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断し候補者としました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
4	<p><b>再任</b></p> <p>こ じま けん 兒 島 賢 (1962年6月10日生)</p> <p>27,862株</p>	<p>1988年4月 当社 入社</p> <p>2003年4月 当社 ITセンター長</p> <p>2004年10月 当社 執行役員 当社 システムサービス事業部長</p> <p>2008年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2010年4月 当社 インフラソリューション事業部長</p> <p>2012年6月 株式会社データ・処理センター 取締役 株式会社ドラフト・イン 取締役</p> <p>2014年4月 当社 インフラプロダクト&amp;インテグレーション事業部長</p> <p>2017年4月 当社 ICTソリューション&amp;インテグレーション事業部長</p> <p>2019年4月 当社 インフラソリューション事業部長（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 1988年当社入社以来、情報システムのインフラ開発やサービス事業に従事し事業拡大を推進。2008年取締役就任。各種サービスに関する技術及び豊富な知識・経験を活かした事業開発、取引先開拓、技術者育成等、同分野に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者となりました。</p>
5	<p><b>再任</b></p> <p>おお はし はる ひこ 大 橋 春 彦 (1959年1月26日生)</p> <p>12,100株</p>	<p>2002年4月 ソニー株式会社 ネットワークアプリケーション&amp;コンテンツサービスセンター e-ビジネスシステム開発部 統括部長</p> <p>2005年4月 ソニーグローバルソリューションズ株式会社 e-システムソリューション 部門長</p> <p>2008年2月 ビットワレット株式会社（現 楽天Edy株式会社） チーフインフォメーションオフィサー</p> <p>2010年6月 株式会社スマートリンクネットワーク （現 ソニーペイメントサービス株式会社） 執行役員 システム企画部門長</p> <p>2012年6月 当社 入社 執行役員 当社 ITセンター長</p> <p>2014年6月 当社 取締役（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 2012年当社入社、執行役員。2014年取締役就任。ITセンター長として社内の情報システムの統制、顧客システム開発に関する品質向上施策等を推進。情報システム全般に亘る豊富な知識・経験を有し、事業部・支社の担当役員として事業及び技術者育成に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者となりました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
6	<p><b>再任</b></p> <p>やま うち とよ し 山内豊志 (1962年5月4日生)</p> <p>4,309株</p>	<p>1981年4月 当社 入社</p> <p>2005年4月 当社 金融システム事業部 金融システム技術部 部長</p> <p>2006年4月 当社 システムソリューション第一事業部 アカウントマネジメント担当 部長</p> <p>2007年4月 当社 システムソリューション第一事業部 プロジェクトマネジメントグループ 部長</p> <p>2010年4月 当社 仙台営業所 所長</p> <p>2013年4月 当社 執行役員 当社 金融システム事業部長（現任）</p> <p>2018年6月 当社 取締役（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 1981年当社入社以来、主に金融系顧客向けシステム開発事業に従事し事業拡大を推進。2018年取締役就任。各種サービスに関する技術及び豊富な知識・経験を活かした事業開発、取引先開拓、技術者育成等、同分野に精通しており、取締役として適任であると判断し候補者としました。</p>
7	<p><b>再任</b></p> <p>かな い じゅん 金井淳 (1959年7月21日生)</p> <p>700株</p>	<p>1983年4月 東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社</p> <p>2007年6月 アジアエレクトロニクス株式会社 取締役管理部長</p> <p>2009年6月 株式会社東芝 デジタルメディアネットワーク社 総務部長</p> <p>2011年6月 株式会社東芝 人事部長</p> <p>2013年6月 東芝総合人材開発株式会社 常務取締役</p> <p>2014年6月 同社 代表取締役社長</p> <p>2017年12月 同社 常務取締役</p> <p>2018年6月 当社 取締役（現任）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 2018年当社取締役に就任。人事・総務担当及びコンプライアンス担当として組織風土改革、人材育成・活用施策立案、人材採用の強化並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組み同分野全般に亘り豊富な知識・経験、高い専門性を有することから、取締役として適任であると判断し候補者としました。</p>

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「2.(3)会社役員 の状況」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

取締役の報酬等の額は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において、年額210百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいております。

今般、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社株式を職務執行開始当初から直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与するための報酬制度（以下「本制度」）という。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に対して、上記の年額210百万円の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

当社の監査等委員会からは、本議案に対する指摘事項はありません。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

本制度の内容は次のとおりであります。

#### 1. 本制度の概要

対象取締役に付与する譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）は、株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた中長期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年から30年間とする「中長期インセンティブ株式報酬」とします。

対象取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、

取締役会において決定します。

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、その内容の概要は下記3.のとおり。）を締結するものとします。

## 2. 本制度にかかる金銭報酬債権の総額及び株式数

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、「中長期インセンティブ株式報酬」として年額500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。また、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、「中長期インセンティブ株式報酬」として年50,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）、または、株式併合が行われた場合、その他本割当株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整するものとします。

## 3. 本割当契約の内容の概要

### (1) 譲渡制限期間

本割当株式の割当てを受けた取締役は、3年から30年間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の役員等の地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本割当株式の割当てを受けた取締役が、定時株主総会で選任（再任の場合には再任）された日より次の定時株主総会の日までの期間中（以下「対象期間」という。）、継続して、当社の取締役又は執行役員 of いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、対象期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員 of いずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得できる。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

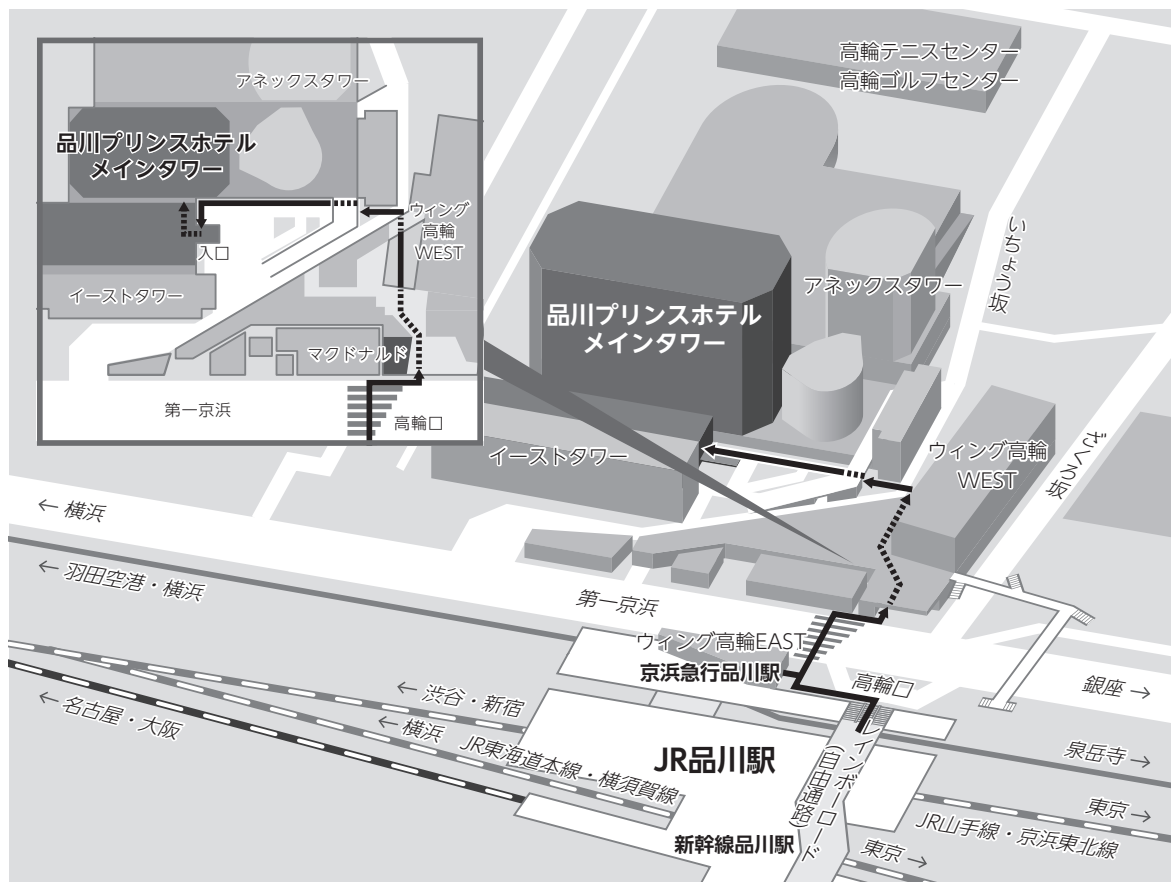
以上

〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー15階 トパーズ15

【交通】 品川駅（JR線・京浜急行線） 高輪口から徒歩約5分



### 【お願い】

※当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで15階までお越しください。

当日の受付は15階の会場受付で行います。

※ご来場に関しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

